

令和3年度 第4回住民自治協議会連絡会 議事概要

1. 日時：2021年（令和3年）11月19日（金） 10：00～11：55
2. 場所：市役所5階会議室
3. 参加団体：沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）
池子小学校区住民自治協議会
久木小学校区住民自治協議会
小坪小学校区住民自治協議会
桜山ブロック準備会
市民協働部（岩佐部長、石井市民協働課長、川嶋市民協働係長、今野主事）

4. 議事

1. 令和4年度地域づくり交付金について
2. （仮称）逗子市住民自治協議会条例の制定に向けた検討について
3. 各住民自治協議会からの活動状況に関する情報交換…各協議会
4. その他

5. 資料

1. 逗子市地域づくり交付金交付要綱
2. 令和4年度逗子市地域づくり交付金交付要綱第3条第2号及び第3号に規定する事業（案）
3. 令和4年度逗子市地域づくり交付金交付要綱第5条に規定する基準（案）
4. 令和4年度地域づくり交付金一覧（案）
5. 子育て支援課資料
6. （仮称）住民自治協議会条例の構成について

6. 概要

議事1 「令和4年度地域づくり交付金について」（資料4参照）

（市）地域づくり交付金については、令和4年度も基本は従前どおりとなっている。変更点としては、地域づくり事業経費の内訳中【イ】について、現在の「②子どもを対象とした講座、イベントの開催事業」を来年度から2つに分け、講座、イベントそれぞれに3万円の経費を設定できるつくりとした。変更した経緯として、子ども会の規模が縮小してしまっている現状があり、子ども会からの市への補助金申請数も1団体まで減少しているような状況である（平成27年は6団体）。今回の交付金内訳のメニューの変更に伴い、可能な範囲で、地域の子どもの健全育成に取り組んでいただけるようお願いしたい。また、資料5には子ども会の活動の一部を参考として例示している。

(意見概要)

○地域の子どもへの対策は重要である。子どものスポーツ活動を地域の指導者が行うような活動を推奨していくべきである。しかし、活動できる場所がなくなってきていることは大きな課題である。

(市) 習い事の多様化によって、地域のスポーツチームではなく、民間のスポーツクラブに入る傾向もみられ、子ども会と同様にスポーツの現場でも地域の活動から離れてしまう状況が起きている。市としては、小学校の入学式の際に、地域で活動しているスポーツ団体の一覧表を配布する等の広報を行っている。活動場所が少ないという部分をご指摘のとおりである。

○今回新設されたメニューの使途について、市の具体的なイメージは。

(市) 一例として、イベント運営費や講師への謝礼金等を考えている。

○各自治会・団体の活動に対して住民協の交付金を分配するという手法はとれるのか。

(市) 住民協の交付金については、各自治会や団体に対して補助金的に配ることはできない。住民協として、自治会のみならず広く地域の子ども向けの事業を実施する場合には、交付対象事業として、体操やレクリエーションを実施できる。

○今の市の話を各自治会や団体に説明すると、住民協の事業とされるのであれば、調整が難しいと難色を示されてしまう。既存団体の活動を何とか広げてあげたいという考えがある中では、非常にジレンマを感じてしまう。こうした我々の悩みを踏まえて、交付金のつくり、あり方を検討してもらいたい。

○子ども食堂は、どういった経緯でメニューに追加されたのか。

(市) 池子、久木で子ども食堂の実施の実績があったので、それを交付金のメニューに後から追加した。

○久木住民協で久木朝市という企画を行っている。社会福祉協議会からの提案により、朝市と同時開催で、コロナ禍で孤立してしまっている子育て世代と、レクリエーションを通じて交流する場を設ける予定である(ゲーム、かるた等)。このような子どもにスポーツ・習い事等の機会を与えられない世帯については地域の問題になりつつあると感じ、部会の子ども関係セクションでも対応を検討している。こういった世帯について、市はどのように考えているか。

(市) 費用、家庭の事情等でスポーツ・習い事ができない子どもの居場所について、一部子ども会が担っていた側面があるが、現状として子ども会が解散してしまっている地域もある。今後は地域の中で、事情がある様々な子ども達が、イベント等を通じ、世代を超えて交流できるような場が多くあればと考えている。

○そもそもメニューの細分化が現状に即していない部分があると感じる。3万円では十分でない。また、事業を行いたいものの、メニューに該当しないために予算の計上ができないこともあるため、その他という項目は必要である。各地域の特性も踏まえ、交付金をつくってほしい。

(市) 参考にさせていただく。

○メニューの細分化という話があったが、おおまかに交付金の申請をすることはできないのか。住民協の次年度予算作成事務が煩雑であり、事業を実施する際も動きづらいつと感じる時がある。決算のときも事務が面倒である。

(市) 本来であれば、市役所内部の事務に倣って、各住民協においても見積書を徴取してもらい交付金の申請をしてもらうのが流れである。しかし、そういった事務手続きが煩雑であるため、メニューに沿った形で見積書を必要としないざっくりとした形での申請の形をとっている。

○例えば、事業が終了した後、住民協より関係書類を提出するので、事後的に市が資料を整える等の対応はできないのか。

(市) 申請手続きにおいては事前査定を行わない等の考慮をしている。実際のところ、市議会からは、住民協も他の交付団体同様に予算の詳細な事前チェックを求められているが、住民協の自由度を担保するために行っていない。事前審査をするととなると、消耗品ひとつ買うのにも煩雑な手間が生じてしまう。

議事 2 「(仮称) 逗子市住民自治協議会条例の制定に向けた検討について」(資料 6 参照)

(市) 現在の「住民自治協議会に関する要綱」をベースに条例案を考えた。幹になる部分を条例、その時の事情により変更の可能性がある部分は、改正手続きがしやすいように要綱、施行規則に定める(準備会や連絡会についても要綱に記載予定)。そのため、条例案のボリュームが少なくなっているという経緯がある。

(意見概要)

○懇話会の構成員に住民協から推薦するメンバーは、会長、役員等の経験者が好ましいのか。

(市) 必ずしも経験者である必要はない。各住民協の状況に応じて推薦いただきたい。

○懇話会の中で条例案のチェックをするということを見ると、住民協のこれまでの経緯がわかる方を推薦した方がいいのか。

(市) 推薦要件は特に定めないので、各住民協の状況に応じて推薦いただきたい。

○懇話会の流れと議論の内容の予定は。

(市) 懇話会は年 4 回程度の開催となる。条例案について議論するが、ゼロベースでは難しいため、たたき台としてお示しするものを基本に議論を行う予定である。

○前提として自治基本条例(以下、基本条例)と住民自治協議会条例(以下、住民協条例)は、逗子小学校区に住民協ができていることが条件だったと思う。来年度に住民協は立ち上がるのか。

(市) 両条例ともに逗子小学校区の住民協の立ち上げに一定の目途が立ち次第、併せて議会に提案をするという説明を行っていたが、来年度の立ち上げは難しいのが現状である。しかし、逗子小学校区が立ち上がらないことは、いつまでも住民協条例を作らない理由とはならないため、住民協条例については、逗子小学校区の住民協を前提にしないと判断を改めた(基本条例は凍結)。最終的には予算も含め市議会に提案し議論いただく。

○条例の中に、住民と市の協働という言葉を入れて欲しい。

○文案から人的資源の提供という言葉がなくなっているが意図は。

(市) 従来は、財政支援、場の支援、人的支援という3つの支援の提供についての記載があった。条例において、住民協を独立した民主的な組織と定めるにあたっては、財政支援、場の支援はあったとしても、独立した組織に対して、求められてもいないに人的支援を前提とするのは不適当なのではないかという考えによる対応である。そのため、案の段階では人的支援をその他の支援とみなし、表記としては人的支援という言葉を外しているというところである。

○現在まで住民協に対して行ってきた人的支援は具体的には何か。

(市) 主には事務局的な支援である。準備会から段階を経ていく中で支援の質は徐々に変わっていったため、あえて表記は必要なのかと考えた。そういった文言のこと等も含め、懇話会でご意見をいただいたうえで案を考えていければと思う。

○市民協働という言葉に対して、市の姿勢として若干のトーンダウンを感じている。基本的な考え方が変わったのか。

(市) 変わっていない。もともとは基本条例を上位の条例と位置づけ、市民協働推進条例、地域自治に関する条例の3つをまとめて提案しようとした。しかし、現在、基本条例は世論的に逆風の状況にある。加えて、市民協働推進条例についても、市役所内部の事情ではあるが、条例の中に盛り込もうとした事業の多くに予算がつかなくなってしまう、条例化を一度凍結するという話になっている。そして、最後に残った地域自治に関する条例は行政、市民側からも条例化すべきだという意見が強く、単独でも議論すべきだという流れになっている。協働という要素があれば予算がつく時代ではなくなったものの、市役所だけでは解決できない問題は、引き続きどの分野でも多く存在する。総合的にトーンダウンしているように見えてしまうかもしれないが、協働の推進は不可欠であるといった姿勢に変わりはない。

○凍結となった条例は、市民にとって非常に重要である。将来的に状況が変われば推し進めたほうがいいのか。

(市) 前回の総合計画審議会においても、基本条例は話題として取り上げられており、凍結は一時休止といったニュアンスになる。市長の意向を推測すると、基本条例の必要性は認識しているが、市民参加条例、情報公開条例等の個別の条例によってボトムアップ的に基本条例ができるものと考えているのではないかと予想される。しかし、その時期については、現時点では未定であることを理由として、凍結の判断があったと思われる。

議事3 「各住民自治協議会からの活動状況に関する情報交換…各協議会」

○自治会の意見交換会は久々の開催だが、どのような内容か。

(市) 市役所側が自治会に対して何かをお伝えする場ではなく、それぞれの自治会が抱える課題等について議論していただければと思っている。前後半の2部制となっており、前半は2自治会の事例発表(LINEの連絡活用事例、包括支援センターとの連携事例)、後半は4つのテーマに絞ったディスカッションの予定である。好評であれば、日時等を再度検討のうえで、ニーズを把握しながら定期的を開催できればと考えている。

議事 4 その他事務連絡

○アーデンヒル地域でのデマンドタクシーの実施状況について、利用者は平日が多く、土日は少ないと感じる。前日までの事前予約性のため使いづらい、朝 10 時よりも早い便が欲しいといった意見等が挙げられている。

○東逗子駅前再開発事業について、市の動きが止まってしまっているが、沼間住民協として何かできることがないかを検討している。各自治会にアンケートを行ったところ、トイレが汚く暗い、草が生い茂っている等の意見が挙げられたので、住民協で取り組める範囲で何か検討できればと思っている。

○アーデンヒルの自治会では、公式アカウントを取得し、LINE による情報配信を行っている。住民でなくとも登録は可能で、防災、ごみの分別、皆既月食の情報等を発信しており、概ね好評である。

○小坪住民協で部会活動の中で空き家についての勉強会を行うので、興味のある方は来週の日曜日（11 月 27 日）にご参加願いたい。

※次回の連絡会は年明けの開催となる。